

横浜市港南台地域ケアプラザ

地域密着型通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）運営規程

令和7年11月1日現在

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人^{恩師財団}齊生会支部神奈川県済生会（以下「運営法人」という。）が運営する横浜市港南台地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）が行う地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 ケアプラザの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 横浜市港南台地域ケアプラザ
- ② 所在地 横浜市港南区港南台三丁目3番1号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ② 生活相談員 2名（常勤兼務 2名）
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）の計画書の作成の補助等を行う。
- ③ 機能訓練指導員 5名（非常勤兼務 5名以上）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導にあたる。
- ④ 看護職員 5名（非常勤兼務 5名）

看護職員は、健康管理の業務にあたる。

- ⑤ 介護職員 10名以上(常勤2名、非常勤8名)

介護職員は、地域密着型通所介護等の業務にあたる。

- ⑥ 運転職員 2名(非常勤2名)

運転職員は、送迎時の運転等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び業務時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 : 9:00～17:00
- ③ サービス提供時間: 9:30～16:35

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は事業を合計して18名とする。

(地域密着型通所介護等の内容及び提供方法)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ 相談
- ⑨ 家族指導

(地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は、公共交通機関により要した費用の実費は徴収しない。

3 利用者の希望によるその他の費用

- ① 昼食代 640円(おやつ代60円を含む。)
- ② 教養娯楽費 実費
- ③ 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

ア 前日の午前9時から午後5時までに連絡がない場合 昼食代相当額の50%

イ 前日の午後5時から当日8時30分までに連絡がない場合 昼食代相当額

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収

書を交付する。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

- ① 港南区 港南台一丁目から九丁目まで、日野南一丁目から七丁目まで、
日野中央一丁目から三丁目まで及び日野七丁目から九丁目まで
- ② 磯子区 洋光台五丁目及び六丁目
- ③ 栄 区 上郷町、若竹町及び元大橋一丁目

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ① 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと。
- ② 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること。
- ③ 利用をキャンセルする場合には、前日の5時まで連絡していただくこと。

(衛生管理)

第11条 感染症の発生及びまん延を防止するための指針の整備、また、対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知する。

2 従業者に対し、感染症の発生及びまん延を防止するための研修や訓練を実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(虐待の防止)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第15条 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については予め文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第16条 事業所は、自ら提供した事業等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当従業者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(当事業所のサービスに関する相談や苦情の窓口)

電 話 番 号	045-834-3170
F A X 番 号	045-834-3145
担 当 者	後藤 雅彦
そ の 他	相談・苦情については、担当者・管理者及び生活相談員が対応する。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録」を作成し、担当者・管理者及び生活相談員に引き継ぐ。

(区福祉保健センター他)

相談機関	連絡先	受付時間	担当
港南区福祉保健センター	TEL:045-847-8495 FAX:045-845-9809	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
磯子区福祉保健センター	TEL:045-750-2494 FAX:045-750-2540	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
栄区福祉保健センター	TEL:045-894-8547 FAX:045-893-3083	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター)	TEL:045-263-8084 FAX:045-550-3615	月～金 9:00～17:00 * 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29から1/3は休み)	健康福祉局 介護事業指導課
神奈川県国民健康保険団体連合会(西区楠町 27-1)	TEL:045-329-3447 (苦情専用)0570-022110	月～金 8:30～17:15	高齢・障害支援課

(運営法人)

名 称 代 表 者 名	社会福祉法人 ^{恩賜} _{東横} 済生会支部神奈川県済生会 支部長 赤星 透
所 在 地	横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番10号

電 話 番 号	045-423-2301
F A X 番 号	045-834-3145

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

2 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人とケアプラザの管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和6年6月1日から施行する。

附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和7年11月1日から施行する。